

令和4年度答申第13号
令和4年6月6日

諮問番号 令和4年度諮問第6号（令和4年4月21日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 社会復帰促進等事業としての労災就学援護費不支給決定に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。令和2年法律第14号による改正前のもの。以下「労災保険法」という。）29条1項2号に基づく社会復帰促進等事業としての労災就学援護費の支給申請（以下「本件申請」という。）をしたところ、A労働基準監督署長（以下「処分庁」という。）が不支給とする決定（以下「本件不支給決定」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

労災保険法29条1項柱書は、政府は、労働者災害補償保険の適用事業に係る労働者及びその遺族について、社会復帰促進等事業として、同項各号に掲げる事業を行うことができると規定し、同項2号は、業務災害及び通勤災害（以下「業務災害等」という。）を被った労働者（以下「被災労働者」という。）の遺族の就学の援護その他被災労働者及びその遺族の援護を図るた

めに必要な事業を掲げている。

なお、労災保険法29条2項は、同条1項各号に掲げる事業の実施に関して必要な基準は厚生労働省令で定めると規定するが、本件不支給決定（令和2年3月12日付け）の当時、当該基準を定める厚生労働省令は制定されておらず、その後、労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号。以下「労災保険法施行規則」という。）が改正されて、令和2年4月1日から施行されている。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) Y（以下「本件労働者」という。）は、B社に就労していた者であり、平成31年3月30日午後1時52分頃、工事現場で生コンクリート打設の作業中に倒れて意識を失い救急搬送され、同日午後6時12分、脳幹部出血のため死亡した。

（労働者災害補償保険遺族補償年金支給請求書、脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の業務の起因性の判断のための調査復命書、死亡診断書）

- (2) 本件労働者の遺族である審査請求人は、処分庁に対し、令和元年9月17日、遺族補償年金の支給請求をするとともに、労災就学援護費の支給申請（本件申請）をした。

（労働者災害補償保険遺族補償年金支給請求書、労災就学等援護費支給・変更申請書）

- (3) 処分庁は、令和2年3月12日付けで、遺族補償年金の支給請求に対し、「脳・心臓疾患の認定基準に基づき調査を行った結果、認定要件である異常な出来事、短期間の過重業務、長期間の過重業務のいずれの要件も認められませんでした。したがって、被災労働者に発症した脳幹部出血については、業務に起因して発症したものと判断されず、本件は不支給となります。」との理由を付して、遺族補償年金を不支給とする決定（以下「本件遺族補償年金不支給決定」という。）をした。

（遺族補償年金不支給決定通知）

- (4) 処分庁は、上記（3）と同じ令和2年3月12日付けで、本件申請に対し、労災就学援護費を不支給とする決定（本件不支給決定）をし、審査請求人に対し労災就学等援護費不支給決定通知（以下「本件不支給決定通知」という。）をもって通知した。

なお、本件不支給決定通知には、不支給の理由は示されておらず、「この決定理由の詳細についてお聞きになりたい点があれば、当署まで照会してください。」と記載されていた。

(労災就学等援護費不支給決定通知)

- (5) 審査請求人は、令和2年4月1日、C労働者災害補償保険審査官に対し、本件遺族補償年金不支給決定を不服として審査請求をしたところ、C労働者災害補償保険審査官は、令和3年5月10日付けで当該審査請求を棄却する決定をした。なお、審査請求人は、労働保険審査会に対する再審査請求をしていない。

(労働保険審査請求書、決定書)

- (6) 審査請求人は、令和2年5月27日、審査庁に対し、本件不支給決定を不服として本件審査請求をした。

(審査請求書)

- (7) 審査庁は、令和4年4月21日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

3 審査請求人の主張の要旨

本件不支給決定の取消しを求める。

第2 諮問に係る審査庁の判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりである。

- 1 労災保険法29条1項に規定する社会復帰促進等事業の一つである労災就学等援護費の支給は、業務災害等により死亡し、重度障害を受け、又は長期療養を要する労働者の子のその後の就学状況及び保育の状況、労災遺家族等の就労の状況等に鑑み、実施するものである。
- 2 労災就学援護費の支給対象者は、労災就学等援護費支給要綱（昭和45年10月27日付け基発第774号厚生労働省労働基準局長通達「労災就学援護費の支給について」の別添。令和2年8月21日付け基発0821第1号厚生労働省労働基準局長による改正前のもの。以下「本件支給要綱」という。）の3（1）ロにおいて、要旨、遺族補償年金受給権者のうち、労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた当該労働者の子で現に在学者等であるものと生計を同じくしている者であって当該在学者等に係る学資等の支弁が困難であると認められるものとされている。
- 3 処分庁は、本件労働者の死亡は業務との因果関係が認められないと判断し、

本件遺族補償年金不支給決定をしている。また、C労働者災害補償保険審査官は、本件遺族補償年金不支給決定に係る審査請求を棄却する決定をしている。なお、審査請求人は、本件遺族補償年金不支給決定に係る再審査請求をしていない。

4 よって、審査請求人は、本件支給要綱の3（1）に掲げる遺族補償年金受給権者であるとの要件を満たしていないから、労災就学援護費の支給対象者とは認められない。

5 以上のことから、本件不支給決定は妥当であり、本件審査請求は理由がないから棄却すべきである。

なお、審理員意見書も同旨の理由を述べた上で、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとしているほか、処分庁は本件不支給決定通知に不支給の理由を記載していないが、申請者が不支給決定の理由を正しく理解することができるよう、支給要件を明示した上で、申請者がこれに該当しないことを理由として示す必要があった旨の指摘がある。

第3 当審査会の判断

当審査会は、令和4年4月21日、審査庁から諮問を受け、同年5月26日及び同年6月2日の計2回、調査審議をした。

また、審査庁から、令和4年5月12日及び同年6月1日、主張書面及び資料の提出を受けた。

1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

(1) 一件記録によると、本件審査請求の受付（令和2年5月27日）から本件諮問（令和4年4月21日）までに約1年11か月の期間を要しているところ、本件審査請求の審査請求書（以下「本件審査請求書」という。）をみると、「2 審査請求に係る処分」の欄中「遺族補償給付及び葬祭料」の字句を、「5 審査請求の理由」欄中「遺族補償給付及び葬祭料の不支給」の字句を、それぞれ「労災就学等援護費」の字句に改める手書きの補正がされており、審査庁は、当該補正がされた本件審査請求書を受け付けたのは、令和3年4月6日であるとしており、当初の受付から約10か月半が経過している。こうした補正に約10か月半もの長期間を要するとは到底考えられない。審査庁は業務繁忙のため時間を要したとしているが、審査請求書の補正手續にこれだけの期間を要し、長期間にわたり審査請求の審理に入っていないことは、国民の権利利益の救済の観点から看過できない事態であることを審査庁は認識すべきである。抜本的な改善が求めら

れるというほかない。具体の補正手続に関しては、下記3（1）において付言している。

さらに、審査請求人から反論書の提出はなく反論書の提出期限（令和3年7月14日）が経過してから審理員意見書の提出（令和4年4月6日）までに約8か月半の期間を要しているが、争点が明確である本件について、これだけの長期間を要するとは考えられない。簡易迅速な手続の下で国民の権利利益の救済を図るという行政不服審査法（平成26年法律第68号）の目的を踏まえ、審理手続の計画的な進行管理を図ることが求められる。

以上の点について改善に向けた真摯な対応を期待する。

（2）上記（1）で指摘した点以外では、本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件不支給決定の適法性及び妥当性について

労働者災害補償保険は、労働者の業務災害等に対して迅速かつ公正な保護をするために、保険給付を行い、あわせて、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生の確保等（社会復帰促進等）を図ることにより、労働者の福祉の増進に寄与することを目的としている（労災保険法1条参照）から、社会復帰促進等事業は、保険給付を補完するものとして、制度が設けられている。そして、本件の労災就学援護費の支給は、労災保険法29条1項2号の「被災労働者」の遺族の援護を図るために必要な事業として行われているものである。したがって、労災就学援護費は、同号の文理からも、保険給付としての遺族補償年金の支給決定を受けている被災労働者の遺族でなければ、その支給を受けられないことになる。本件支給要綱が労災就学援護費の支給対象者を遺族補償年金受給権者と定めているのは、この趣旨を表したものと解される。なお、本件不支給決定後に施行された労災保険法施行規則33条1項柱書及び同項2号も同様の定めをしている。

審査請求人は、死亡した本件労働者の遺族であるが、本件労働者の死亡は業務上の災害と認められないとして、本件遺族補償年金不支給決定がされている（上記第1の2（3））から、審査請求人は遺族補償年金の支給決定を受けている者ではないので、労災就学援護費の支給対象者とはならない。

以上によれば、本件不支給決定に違法又は不当な点は認められない。

3 付言

（1）審査請求書の補正手続

上記1（1）のとおり、審査庁は、本件審査請求書の補正に約10か月半もの長期間を要していること、本件審査請求書を2度受け付け（令和2年5月27日及び令和3年4月6日）ていることから、当審査会が、審査庁に対し、この補正に関して行った補正命令書の発出等の手続を明らかにするよう求めたところ、審査請求人に架電して補正事項について説明した結果、審査請求人が補正について了解したから、文書命令によらずに電話説明での補正指示となったものであり、審査請求人とのやりとりの記録は残っていない旨の回答があった。

審査請求書に不備がある場合には、審査庁は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならないことは、行政不服審査法の定めるところである（23条）。こうした規定の下で行われるべき審査請求書の補正手続について、上記のような対応をした理由を、審査庁は、単に、審査請求人が補正について了解したからと主張している。しかし、審査庁が定めた相当の期間内に不備が補正されなければ、審査庁は、審理手続を経ないで、当該審査請求を却下することができる（同法24条1項）とされていることからして、審査請求書の補正手続は、審査請求人の審査請求の権利に影響を及ぼし得る重要なものであって、何をいつまでに補正をすべきかについて審査庁、審査請求人の双方の認識が一つになるようにすることが求められているといえる。この点からすると、審査請求人との具体的なやりとりや日時の記録もない審査庁の上記対応は適当ではなく、不服申立て等事後救済に際しての検証に耐えられるものでもない。審査請求書の補正に当たっては、補正すべき事項とその期限を書面に記載して命じること、一旦受け付けた正本である審査請求書を審査請求人に返戻してそれを補正させるのではなく、補正内容を記載した補正書を提出させることが適当である。なお、行政不服審査法審査請求事務取扱マニュアル（審査庁・審理員編）【第5版】（令和3年8月総務省行政管理局）においても、補正命令書及び補正書の様式例が示されているところである。そして、こうした書面のやりとりの日付けを記録することで審査請求の進行管理が可能となるものである。公正な手続の下で国民の権利利益の救済を図る観点から、審査庁には、審査請求書の補正手続の改善が求められる。

（2）理由付記

本件不支給決定通知には、上記第1の2（4）のとおり、不支給決定の理由は示されておらず、決定理由の詳細については労働基準監督署に照会

するよう記載するにとどまる。本件不支給決定通知の欄外に「R 2. 3. 1 3 面談手交」と手書きされていることから、当審査会が、審査庁を通じて、当該面談の様子を明らかにするよう求めたところ、令和2年3月13日、処分庁の担当者が来庁した審査請求人に対して、本件不支給決定通知を手交するとともに、不支給の理由について遺族補償年金の受給権者とは認められないためであることを丁寧に説明した旨回答があった。しかし、申請のあった許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならないこと、当該処分を書面とするときは、理由は書面により示さなければならないことは行政手続法（平成5年法律第88号）の定めるところであり（8条1項及び同条2項）、書面により処分するにもかかわらず、口頭により理由を説明するのでは、書面に記録された形として残らず、理由を提示したことにはならないことはいうまでもない。このことについて、審査庁は、審査請求人に直接説明しているものの、不支給理由を本件不支給決定通知に付記しなかったことは不適切であったと考えとし、D労働局（処分庁を管轄する機関）には今後は不支給理由を付記するよう指導しており、全国会議等でも全労働局に対して不支給理由を適切に記載するよう指導しているとしている。これまで当審査会に諮問のあった事件における理由付記の実情に鑑みると、処分をする部署におけるなお一層の徹底が求められる。

本来、行政手続の基本原則に従い、本件不支給決定通知には、支給要件の全体像（申請者が遺族補償年金の支給決定を受けている被災労働者の遺族であること、すなわち、遺族補償年金の手続で、労働者の死亡が業務上の事由による死亡と認められるとの判断がされ、遺族補償年金の支給決定がされていることが前提となっていること）を明示した上で、申請者がこの支給要件に該当しないことを具体的に示し、申請者が不支給決定の理由を正しく理解することができるように提示する必要がある。そして、そうすることは、労災就学援護費の不支給決定を不服とする審査請求の審理手続における争点の明確化につながるとともに、簡易迅速かつ公正な手続の下で国民の権利利益の救済を図るという行政不服審査法の目的（同法1条参照）にも資することになると考える。

さらに、本件不支給決定通知は、本件支給要綱が不支給理由を付記することを求めている様式（「労災就学等援護費支給変更・不支給通知書」（様式第2号））ではなく、労災保険年金・一時金業務システムを用いて

作成する場合の様式（平成23年3月31日付け基発0331第3号厚生労働省労働基準局長通達「労災保険業務機械処理事務手引（年金・一時金業務）」によるもの）が使用されている。当該様式には、備考欄はあるものの、専ら理由を記載すべき欄は設けられていないところ、仮に「理由欄」が設けられていれば、処分庁が、理由を口頭で説明するのではなく、理由を本件不支給決定通知に記載する契機となったと考えられることから、様式を改正する必要がある。実際、本件不支給決定と同日にされた本件遺族補償年金不支給決定においては、その通知書に理由欄が設けられており、そこには、上記第1の2（3）のとおり、理由が記載されている。また、当該様式は、上記のとおり、本件支給要綱において理由を付記することを求めている様式とは異なるものであることから、当該様式を用いた場合でも確実に理由が付記されるよう、本件支給要綱を改正して当該様式に言及し、処分をする部署に徹底しておく必要がある。

上記の諸点を含め労災就学援護費の不支給決定の理由付記については、累次にわたる当審査会の答申の指摘を踏まえて早急に検討し、改善すべきである。

4 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第3部会

委	員	三	宅	俊	光
委	員	佐	脇	敦	子
委	員	中	原	茂	樹